

大阪府消費者基本計画（仮称）の策定に向けて

国における消費者行政

【これまでの主な経過】

- 平成 16 年：「消費者基本法」施行 基本理念：「消費者の権利の尊重」「自立の支援」
- 平成 17 年 4 月：「消費者基本計画」策定（H17～H21 の 5 年間）
- 平成 21 年：消費者庁と消費者委員会を創設 「消費者安全法」公布 地方消費者行政活性化基金の創設
- 平成 22 年：新たな「消費者基本計画」を策定（H22～H26 の 5 年間）
- 平成 24 年：「特商法」及び「消安法」の改正 「消費者教育推進法」の公布、施行 消費者安全調査委員会の発足
- 平成 25 年：「消費者教育推進に係る基本的な考え方（「基本計画」の策定）」閣議決定

「消費者基本計画」における消費者施策の基本的方向

- 1 消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援
- 2 地方公共団体、消費者団体等との連携・協働と消費者政策の実効性の確保・向上
- 3 経済社会の発展への対応

府における消費者施策

【これまでの主な経過】

- 昭和 51 年：「大阪府消費者保護条例」公布
- 平成 17 年：「大阪府消費者保護条例」改正（新設：自主行動基準の策定・届出・公示 等）
- 平成 19 年：「大阪府消費生活行政事務に係る事務処理の特例に関する条例」の一部改正（一部事務を市町村へ権限移譲）
- 平成 21 年：「大阪府消費者行政活性化基金条例」公布、施行、基金を造成
- 平成 23 年：府消費者保護審議会と府消費者苦情審査会を統合
- 平成 24 年：府消費生活センターを OMM（中央区）から ATC（住之江区）へ移転  
府消費者保護審議会へ「消費者保護条例の改正について」諮問
- 平成 25 年：府消費者保護審議会から「消費者保護条例の改正について」答申
- 平成 26 年：消費者保護条例改正案を 2 月議会に上程 改正予定  
府消費者保護審議会へ「消費者施策に関する基本的な計画（基本計画）について」諮問

消費者保護条例改正案 <消費者保護審議会答申を受けて>

- |   |   |
|---|---|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1 「買取型消費者取引」への対応</li> <li>2 消費者教育の推進</li> <li>3 苦情審査委員会のあっせん・調停の公表等</li> </ol> | <ol style="list-style-type: none"> <li>4 自主行動基準届出時の対応</li> <li>5 消費者施策に関する基本的な計画の策定</li> </ol> <p style="text-align: center;">&lt;平成 26 年度中を目途に策定予定&gt;</p> |
|---|---|

消費者保護審議会への諮問 <検討の具体的な内容>

府は、下記の理由により大阪府消費者保護条例の改正に合わせ、「基本計画」を策定する。

- ① 消費者施策を計画的に推進するためには、目標を定め、その目標を達成するために施策を計画的に実施することが必要である。
- ② 定期的に施策の実施状況や成果を点検し、必要に応じて修正することで、より実効性のある施策を実現することが可能となる。

府は、基本計画に定めるべき内容等について、消費者保護審議会の意見を求める。

主な検討内容

- ① 府民を取り巻く現状の分析と、府消費者行政の取り組みに関する評価について
- ② 「大阪府消費者基本計画（仮称）」の基本的な考え方について
- ③ 「大阪府消費者基本計画（仮称）」に定めるべき内容等について
- ④ 計画内に定める消費者教育推進計画について

スケジュール（案）

